平成２７年（フ）第１０３号
千葉県松戸市串崎新田156番地の１　小田急くぬぎ山マンション104号
債務者　堀　　一則
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１３０号
千葉県松戸市高塚新田398番地の１
債務者　中根眞奈美
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１３８号
千葉県松戸市中根長津町150番地　パセット馬橋Ａ棟101号
債務者　宮里　龍二
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１３９号
千葉県松戸市中根長津町150番地　パセット馬橋Ａ棟101号
債務者　宮里　純子（旧姓柏崎）
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２０号
山口県岩国市錦見８丁目８番26号　田中荘202号
債務者　日髙　香織
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第１７６号
神戸市垂水区星陵台７丁目４番３号
債務者　遠藤智津子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８８号
神戸市長田区長田天神町１丁目２番５号
債務者　山本　朱美
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１１号
神戸市兵庫区菊水町６丁目１番20―610号、従前の住所神戸市兵庫区菊水町６丁目１番20―704号
債務者　浄慶　恭史
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３７号
神戸市北区北五葉７丁目１番11―504号
債務者　荒本　和裕
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５５号
神戸市兵庫区駅前通２丁目１番８―1808号
債務者　森下三千代
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３０号
愛知県清須市東須ケ口192番地２
債務者　服部　由衣
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３号
神奈川県横須賀市汐入町２丁目７番地　ライムレジデンス汐入608
債務者　市毛　貴裕
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第３７号
神奈川県逗子市沼間１丁目25番２―301号
債務者　大野　尚美
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４４号
神奈川県横須賀市久里浜４丁目19番11号　ニューライフ久里浜101
債務者　石川ひろみ
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第５１号
神奈川県横須賀市津久井２丁目９番２―505号
債務者　岩崎貴美子
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第９６号
神奈川県厚木市長谷1603番地１　エムズエステートＣ―103
債務者　清水　義明
1　決定年月日時　平成27年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４８号
神奈川県横須賀市坂本町６丁目34番地
債務者　松下　　薫
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで　横浜地方裁判所横須賀支部